

# 資料 1

## 前回子ども・子育て会議主な意見のまとめ（第4回の振り返り）

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
1. 前回審議について	ファミリーサポートセンター	利用者増が見込まれる中、提供会員の確保が重要。広報の手段として、町内会でちらしの回覧を行った。インターネットだけでなく、町内の回覧のような地域のつながりを生かした広報活動も効果的なのではないかと思う。	
2. 次世代育成支援対策地域行動計画全体評価について	評価基準	評価が低い事業（C評価の事業）について、なぜ低いのか、その原因の分析をお願いしたい。	量だけでなく、質の部分に対しても評価し、次の計画につなげていく。
		「地域協働学校の推進」のC評価について、「地域協働学校」から「まちづくり協議会」へ事業名称が変更したことを踏まえて、このC評価は正しく評価されているのか。	「地域協働学校の推進」については、「地域協働学校」と銘打ってなされた事業の参加人数が評価されており、事業名称の変更で、評価人数が若干数抜けている可能性もあるので、その点は再度検証したいと考えている。
		「予防接種の充実」事業のC評価だが、手厚く実施されている印象があったが、なぜC評価なのか。	C評価である理由は、接種率の算出方法によるもので、実態は、接種率9割以上となっている。
4. 子ども・子育て支援事業計画の確保方策について（幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）	(1) 幼児期の教育と保育	幼稚園と保育所が統廃合される施設についての数字や見込みは今のところ出ているか。	幼保一体化検討委員会の提言に基づき、推進計画を今年度出す。まずは、認定こども園の運営方針を示した上で、統廃合も含めた部分は協議していきたい。
		子ども園は草津で発足しているのか。	草津市では、正式なかたちの認定こども園は存在していない。ただ、公立幼稚園の3園については、通常の公立幼稚園14：00終了後、就労支援型の預かり保育として16：30まで支援をしている。

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
		幼稚園や保育園は全体的に、いずれ認定こども園に移行していく流れになるのか。	総論としてはそのようなかたちを目指している。ただ、社会情勢の変化を視野に入れながら、様々な家庭のケースに合わせて、公立施設だけでなく私立施設の意向も踏まえながら、判断していきたい。
		保育所、幼稚園に通っていない子どもが300名いるという説明があったが、これは今現在の数値なのか。	昨年度のニーズ調査で出た数字で、現在3歳児の中で、保育所、幼稚園に通っていない子どもが300名いるということは明らかになっている。
		保育所、幼稚園に通っていない3歳児について、保護者の中には、自分が家で3歳児の間は育てていくという考えを持った方もいる。保育所や幼稚園に行きたいのに行けないのでなく、行かないという選択をされている保護者がいることも事実である。	
		質の異なった、保育と教育を一本化していく上で、カリキュラム等の内容で様々な問題が出てくると思うので十分に検討をしてほしい。	幼稚園と保育園の一体化に向けて、ハード面の整備だけでなく、ソフト面の整備も不可欠。一昨年より、保育所に幼稚園教諭を、幼稚園に保育士を配置し、保育士と幼稚園教諭を結び付けていく動きを進めている。そして、今後認定こども園となる前提で、カリキュラム等の話し合いも進めている。  草津市では、教育、保育それぞれを区別するのではなく、すべての子どもが同じ教育が受けられる制度にもっていきたいと考えている。

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
		市の公立幼稚園は、3歳児保育を受け入れていく方向なのか	草津市として、その点は課題として認識している。関係部門との調整が必要になってくるが、子ども・子育て支援新法の中で、平成31年度までの事業計画の中で、市民の皆様がその点をお望みになるのであれば、市としてはその部分を整備していかなければならないと考えている
	(2) 地域子ども・子育て支援事業	量の見込みの算出方法について、国の手引きと本市独自の算出方法とあるが、どのような扱いの違いがあるのか。	基本的には、国の手引きの差出方法だが、その算出方法の数字があまりに市の実態と乖離していた場合は、新たな補正を市でかけるという仕組みになっている。各事業、乖離があるかどうかの検証を行った上で、算出方法を決めており、保護者の潜在的なニーズは反映をしているものとしてみていただいているかと思う。
		④放課後児童健全育成事業について、現状、13か所、定員1040人ということだが、1か所あたり平均80人の定員ということになる。市は、40人規模の児童育成クラブの設置を進めているが、40人程度が適正である場合、現状の施設の定員数(平均80人)の適正化も進めていくべきだと思う。	現状草津市ののびっ子は、60～130人の定員の施設となっているが、定員の多い施設については、適正40人という基準のもと、施設内で保育集団をつくり、そこに適正な指導員を配置していくことで、国のガイドラインに沿った保育整備を進めていきたいと考えている。
		訪問事業に関して、訪問者が専門の知識を持たない相談をされたとき、どのように対処しているのか。	相談を受けた場合、専門外の内容は答えるのではなく、ケースに応じて専門の部署につなぐよう対応をしている。

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
5、子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について（障害児施策に関する事項）		<p>今後の取組みについて、早期療育を旨とした児童発達支援事業とあるが、この早期療育は非常に大事である。若年層に手当てを厚くしていくことで、将来的にその子の障害が軽くなり、また社会全体の負担も軽くなることにもつながるので、この早期療育の重要性を認識していただきたい。</p>	<p>早期療育については、湖の子園で、検診より疑いがあり、相談に来られる方に対応したり、発達支援の経過観察グループで、半年スパンで見ながら、療育を必要とする子どもを見極めたりしている。湖の子園では、就学前までに少しでも集団生活に対応できるように、子どもの能力を高められるよう支援を行っている。</p>
・子ども・子育て支援新制度に関する条例について		<p>「3. 保育の必要性の認定に関する事項」の国の基準について、ある事例で、兄弟のお子さんのうち1人に障害があり、お母さんは障害のある子にかかりつきりである。もう1人のお子様を保育園に入れたいとなると、このケースの場合、お母さんは就労していないが、お子様は保育園に入れることはできるのか。</p> <p>それぞれの家庭の状況を理解し、現状より後退することなく、前進させていただき、入所等は柔軟にご配慮いただきたい。</p>	<p>このケース場合、国の基準である「同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること」という基準にあたり、入所できる場合もある。しかし、障害のあるお子さんが湖の子園に通っておられる場合、昼間その子の介護をしなければならないという要件にあてはまらなくなってくるので、保育所に入所できない場合もあると考えられる。</p>